

工事着手前の公共用地における緑化等委託試行要領

(趣旨)

第1条 工事着手前の公共用地（以下「用地課管理地」という。）について、維持管理の負担軽減を図るため、個人及び地域住民団体等を用地課管理地緑化・美化活動等実施者として認定の上、緑化・美化活動等の委託を試行するにあたり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、「地域住民団体等」とは、昭和24年1月13日付け行政実例に列挙される自治会、商工会等の公共的な活動を営む団体のうち、前条の趣旨に適合した活動を行う団体（以下「団体」という。）をいう。

(認定申請)

第3条 実施者の認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（様式1）裏面の活動条件等の内容を承諾のうえ、各建設事務所長（以下「所長」という。）へ認定申請書を提出するものとする。

2 申請者が団体の場合、前項の認定申請書には参加者名簿を添付するものとする。

(認定審査)

第4条 所長は別記「実施者認定基準」により認定審査を行うものとする。

(認定)

第5条 所長は前条による審査の結果、適当と認めるときは、次の各号により市町村への協議及び地元へ周知を行った後、実施者として認定するものとする。

一 用地課管理地の存する市町村関係課へ認定申請書の写しを送付するとともに、市町村の指定する場所へのゴミの搬入等の協議を行う。

二 地元自治会（町内会）の代表者等及び隣接地権者へ申請内容の説明を行う。

2 前条による審査の結果、申請者を実施者として不適当と判断した場合は、所長は申請者に申請却下通知書（様式2）により遅滞なく通知するものとする。

(委託契約に関する事項)

第6条 所長は前条の認定をしたときは、申請者に認定証（様式3）を交付するものとし、認定証を交付した日において、無償で管理委託契約を締結したものとする。

(保険)

第7条 所長は前二条による認定手続きを行った後、県の負担においてボランティア保険の加入手続きを行うものとする。なお、実施者の活動開始は保険の適用開始日以降とする。

(事故報告)

第8条 所長は実施者より事故の発生連絡を受けた場合には、速やかに現地確認等を行い、県庁用地課へ報告するものとする。

(助言と勧告及び支援)

第9条 所長は、実施者の活動に対して必要な助言及び勧告を行い、また実施者からの申し出があった場合は必要に応じて支援を行うことができるものとする。

(認定の取り消し及び委任の終了)

第10条 所長は、次の各号に該当する場合、実施者の認定を取り消し、同時に委託は終了するものとする。

一 実施者が活動の中止を申し出た場合

二 活動内容が申請内容と異なるなど実施者としてふさわしくないと認められる場合

三 用地課管理地が事業執行にあたって必要となる場合

四 その他所長が認める場合

2 所長は前項による認定の取り消しを行う場合には、認定取消証（様式4）により通知するものとする。

(認定簿)

第11条 所長は、第5条及び第10条の手続きを行った場合には、速やかに次の各号に定める図書を完備するものとする。

- 一 認定簿（様式5）
- 二 位置図
- 三 公図、登記事項証明書

附 則

この要領は、平成28年5月10日から施行する。

関係法令等

・行政実例

公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合、漁業会、林業会、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、赤十字社、司法保護等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化教育事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものはすべて含まれ、法人たるといなとを問わない（昭和 24. 1. 13 自治行第 37 号）。